

(2) 個人発表

研修参加者による各国の実務や課題に関する個人発表を行いました。各発表に対して、研修参加者から積極的な質疑応答が展開され、他国の制度に対する強い関心がかがわれました。また、全ての個人発表の発表資料をオンライン上にアップロードし、セッション外に閲覧できるようにしました。

(3) グループワーク

研修参加者を3グループに分け、各グループでグループワークセッションを行いました。

ア 討議

上記2の主要課題である①各国における汚職犯罪による収益(資金)の特定・追跡に係る捜査手法、②各国における的確かつ迅速な保全と確実な没収・追徴手続、及び③国際協力の3点につき、各グループにおいて、研修参加者の課題を中心に討議が行われました。

主要課題①②に共通する課題として、各国における法制度に違いがあることを踏まえ、主に「金融機関から情報若しくは証拠を獲得する手法」及び「口座取引停止等の金融資産保全に係る手法」について議論が展開されました。研修参加者からは、金融機関の保秘に関する法制度が障害となり得ることに加え、これらの措置のため司法審査が要求される法制度の下では、特に捜査初期等、証拠が必ずしも十分でない段階では司法審査をクリアできず、迅速で実効的な汚職犯罪収益の特定、追跡及び保全がしばしば困難であるとの指摘がありました。これに対して、検察官による取引停止命令を認める一方で事後的な司法審査を要求する制度や、捜査機関に対する情報提供への同意を金融機関と顧客の利用契約に盛り込む手法等が紹介されました。また、汚職犯罪対策の一環として、社会に対する広報啓発活動や内部通報者の保護の必要性に関する提言もなされました。

また、③国際協力については、前記①②に係る課題が捜査共助等の国際協力においても問題となることに加え、一般的な課題として、捜査共助の要請に係る手続の煩雑さ及び要請に対する無回答又は回答の遅延が指摘されたほか、各国が共助に応じる要件の情報共有がなされていないことも挙げられました。国際協力を促進する方策として、各国の法制度の情報共有及び調和の必要性並びに種々の枠組みによる非公式の情報交換の促進に賛同する意見が多く出ており、また、他国の法執行機関と連携した証拠収集等の実施の必要性についての指摘もありました。

イ グループワーク発表

上記の講義、個人発表及び討議に基づき、各グループにおいて、共通する課題の特定とその対応策をまとめて発表し、研修の総括としました。

4 研修参加者からのフィードバック等

研修参加者からは、講義や他の研修参加者の個人発表、グループワークに対して、様々な知識を得ることができて有益であったなど、肯定的な意見が多く寄せられた一方、講義や個人発表等において、より具体的な内容を扱うことを希望する意見もありました。研修参加者の知見や専門性の程度により、同じ講義であっても様々な受け止め方があることは避けられませんが、今後、より研修参加者の関心に応えられる講義を実施すべく、寄せられた意見を活用していきたいと考えます。

5 担当教官の所感

汚職防止はかねて各国の関心が非常に高いテーマの一つであり、中でも汚職犯罪収益を含む犯罪収益の財産回復は、近時喫緊の国際的課題として認識されているところ、研修参加者の講義等に対する関心も高く、積極的な質疑応答や討議につながりましたし、一方で担当教官としても学びが多くありました。各研修参加者が本研修で得た知見が、各本国制度の発展・充実化に役立つことを願っています。

また、当研修所では、コロナ禍の下ではオンライン形式で研修を実施してきましたが、本研修については、諸般の状況を踏まえ、研修参加者を日本に迎えて対面形式で実施しました。対面でのコミュニケーションにより、質疑応答等を通じた研修内容の理解や、研修参加者の人的ネットワーク構築が容易になったのではないかと感じられました。研修参加者が本研修で得た人的ネットワークが、将来の汚職防止や財産回復に資することがあれば幸いです。